

連続シンポジウム

大阪市立大学大学院創造都市研究科都市共生社会研究分野

Presents

NPO法施行15年 特別企画

「協働」の到達点と課題

特定非営利活動促進法（NPO法）の施行から、12月1日で15年が経過します。社会のニーズに行政と企業だけが対応する時代から、市民がNPOというツールを通じて、公益活動の参入していく時代へと転換することを告げたものでした。この歴史的ともいえる、NPO法施行以降、NPOをめぐるキーワードのひとつに「協働」がありました。「協働」の相手のひとつ、行政からは補助金や事業委託が拡大する一方で、NPO法人の参加が認められない事業分野、いわゆる公共サービスの参入障壁の存在が問題視されています。反面、ブラック企業や偽装表示など、規制緩和や規制不在の問題があることも事実です。もうひとつの「協働」の相手である、企業からは寄付の対象としてしか見なされていないという批判もあるものの、一部とはいえ、イノベティブな取り組みが進められています。以上のような状況を踏まえ、行政や企業との「協働」を通じて、NPOが到達した地点と残された課題を踏まえ、今後のNPOと行政・企業との「協働」のあり方について考える、連続シンポジウムを開催することにしました。参加は無料、予約も不要です。どなたでもご参加いただけますので、お気軽にお越し下さい。なお、このシンポジウムは、大阪市立大学大学院創造都市研究科都市共生社会研究分野の入試広報の一環として実施するため、終了後、簡単な入試説明会を行います。

第1回

「規制緩和」とNPO

公共サービスへの参入障壁と「必要な規制」

★日時 2013年12月4日(水)

午後6時30分から9時30分

★場所 大阪市立大学大学院

梅田サテライト101教室

大阪駅前第2ビル6階 JR北新地駅真上(地図下)

★講師 藤岡喜美子さん

日本サードセクター経営者協会
事務局長

安孫子浩子さん

NPO法人Cha-cha House
事務局長

第2回

NPOと企業のイノベティブな協働実践の検証

★日時 2013年12月18日(水)

午後6時30分から9時30分

★場所 大阪市立大学大学院

梅田サテライト101教室

大阪駅前第2ビル6階 JR北新地駅真上(地図下)

★講師 小笠原恵美子さん

長野サマライズ・センター・事務局長

事例:携帯端末を利用した難聴者への新しい情報保障システムをソフトバンクと開発

森脇祐一さん

アクセス共生社会をめざす地球市民の会・常務理事
事例:労働金庫の利用者への粗品の費用をフィリピンの貧しい子どもの給食代に寄付



☆司会: 大阪市立大学大学院・教授 柏木宏 ☆参加: 無料 ☆予約: 不要

お問い合わせ

大阪市立大学大学院創造都市研究科

都市共生社会研究分野

URL: <http://www.co-existing.com>,

E-mail: info@co-existing.com

都市共生社会研究分野とは?

2003年4月に開設された社会人向け大学院、大阪市立大学大学院創造都市研究科の一分野。NPOをツールに共生社会の形成を目指す人材を育成することをミッションに掲げ、共生社会に関する様々な課題と、それらに解決に向けNPOのマネジメント含め、実践的な教育研究活動を展開している。